

No	19				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	2	-	1	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	瀬戸内海国立公園の見直しの概要											
担当部局	環境省自然環境局国立公園課											
施策の概要	1)自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)では、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地について、国立公園に指定することとしている。											
	2)国立公園は全国に28公園が指定されており、総面積は約206万ha、国土面積の約5.4%を占めている。											
	3)国立公園では、その保護及び適正な利用の増進を図るため、各公園ごとに公園の保護又は利用のための規制や施設に関する公園計画を定め、環境省がその管理を行っている。											
	4)公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、全国の国立公園について、順次、公園区域及び公園計画の見直しを進めている。											
瀬戸内海関係地域での実施事例	1)瀬戸内海国立公園は、昭和9年に指定された我が国で最初の国立公園の1つである。現在は、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分にまたがり、面積は約6万haである。											
	2)平成12年以降、六甲・淡路地域(点検・平成13年3月30日告示)、岡山県地域(点検・平成15年8月20日告示)、愛媛県地域(再検討・平成17年3月28日告示)、山口県地域(点検・平成18年1月19日告示)の4地域において、公園計画の見直しを実施している。											
	3)基礎データ(別シート参照)											
進捗状況を示すデータ												
項目1									単位		対象地域	
年度												
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公園名	平成16年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合 (%)	平成15年 順位
1	富士箱根伊豆	102,041	28.4	1
2	瀬戸内海	38,191	10.8	2
3	上信越高原	28,993	8.0	3
4	阿蘇くじゅう	22,894	6.8	4
5	日光	19,436	5.6	5
6	秩父多摩甲斐	14,820	4.1	6
7	霧島屋久	12,154	3.7	8
8	支笏洞爺	11,546	3.3	7
9	伊勢志摩	10,173	3.1	10
10	中部山岳	10,123	2.9	9
	上位10国立公園の合計	270,371	77.0	
	28国立公園全体の合計	351,350	100.0	

瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成16年末)

総面積	特別地域							計	%	普通地域	%
	特別 保護地区	%	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地 域	第1~3種 小計	%				
66,934	953	1.4	4,700	31,034	7,519	43,253	64.6	44,206	66.0	22,728	34.0

No	20				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	景観法にもとづく施策											
担当部局	都市・地域整備局都市計画課											
施策の概要	(景観法の概要)											
	<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。</p> <p>具体的な措置内容</p> <p>(1)良好な景観の形成に関し、国として基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにする</p> <p>(2)行為規制について以下の項目を設定</p> <p>ア 良好な景観の基本となる、景観計画の策定とその区域の指定</p> <p>イ 棚田の保全や耕作放棄地対策のための景観農振計画</p> <p>ウ 自然公園区域における良好な景観の形成のための自然公園法の特例</p> <p>エ より厳しい規制を定める景観地区の決定</p> <p>オ 全員同意でソフトも含めた規制をする景観協定</p> <p>カ ランドマークとなる建物等の外観を保存する景観重要建造物</p> <p>(3)公共施設の特例として、景観重要公共施設や電線共同溝法の特例</p> <p>(4)支援の仕組み</p> <p>ア 景観整備機構による景観重要建造物の管理や土地の取得の支援</p> <p>イ 景観地区や景観重要建造物についての建築基準法の規制緩和</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	景観地区の制度を活用した自然景観などの維持・保全等											
	<p>(1)倉敷市においては、伝統的建造物群及びこれと一体となってその価値を形成している文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区と、倉敷市固有の建造物等が周囲の自然的環境と一体をなして歴史的景観を保持するための倉敷市独自の伝統美観保存地区をあわせて、伝統美観の保存、整備することを目的とした地域について、都市計画に1地区、約21ヘクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)</p> <p>(2)京都市においては、京都御所や二条城、東西本願寺、東寺など、まちなかに点在する世界遺産を始めとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり歴史的資産を豊富に備えた鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等において、市街地の景観の維持を図るため、都市計画に10地区、約1,956ヘクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1	瀬戸内海沿岸における景観地区の指定状況							単位	地区	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H16											
	11											
項目2								単位		対象地域		
年度												
項目3								単位		対象地域		
年度												

No	21	No(再掲)	53
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 7 -

施策名 森林・林業基本計画の概要(森林・林業施策の取組紹介)

担当部局 農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課

1) 森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展により国民生活の安定向上等を図るため森林及び林業に関する施策の基本理念等を定めることを規定された森林・林業基本法が平成13年7月に施行されたことにより、法第11条に基づき森林及び林業に関する施策の基本的な方針等の具体的な事項を定めるために政府が策定したものである。
 現行の基本計画は平成13年10月に閣議決定されたものである。

2) 基本計画の主な計画内容は次のとおりである。
 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3) これらに掲げる目標等の達成を図るため、積極的な間伐の推進等による多様で健全な森林の整備・保全の推進を図っているところである。

4) なお、基本計画については社会情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ概ね5年ごとに変更するとされていることから、平成18年中の変更を目途に見直しの検討を行っているところである。

1. 松くい虫防除対策の取組事例
 大分県杵築市の奈多海岸にある松林は風害や潮害を防ぐ目的で江戸時代に造成された面積8ha、延長1,500m、帯幅約50m、林齢100～350年生の松林で、日本の白砂青松百選の一つに選ばれている。
 松くい虫被害は昭和40年代後半より発生し、昭和50年代には被害がピークに達した。その後、被害は減少傾向にあったが、気象条件等の影響から平成13年度に再び被害量が増加し、平成14年度の被害量は290m³となった。

このため県、杵築市、地元住民、森林組合では、
 ・地上散布や空中散布の実施
 ・被害木の焼却(特別伐倒駆除)による駆除の徹底
 ・周辺松林の被害木の駆除
 ・周辺環境への影響に配慮し、樹幹注入を実施
 ・地元住民、奈多宮総代による防除活動の推進(被害の巡視など)
 ・ボランティアや地元の小学生による抵抗性松の植栽
 などによる総合的な防除対策を実施した結果、平成16年度被害量は60m³、17年度見込みは25m³と大幅に減少している。

2. 国有林における森林景観の保全の取組事例
 広島県宮島町宮島の国有林は、世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯である。近年、薪・柴の採取が行われなくなったことやマツくい虫被害、山火事被害等により、シダ等が繁茂するなど植生が変化しつつあり、樹木の更新に支障が出て、まばらな林になったり、森林景観が損なわれたりすること等が懸念されている。このため、森林景観の維持・回復手法の調査・検討に取り組むとともに、枯損木の除去等を実施している。

項目1	森林整備(間伐)の実施面積						単位	千ha	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	63	85	80	87	87	69				
項目2	松くい虫被害の推移						単位	千m ³	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16				
	273	306	316	302	223	191				
項目3							単位		対象地域	
年度										

1. 松くい虫防除対策の取組事例

奈多海岸の松林



平成14年度被害状況



地元による抵抗性松植樹活動



場所:大分県杵築市

2. 国有林における森林景観の保全の取組事例

シダ類が繁茂して更新がうまくいっていない様子



世界文化遺産「厳島神社」の緩衝帯となっている宮島国有林の遠景



場所:広島県佐伯郡宮島町 宮島国有林

No	22	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要
-----	--------------------------

担当部局	農林水産省林野庁森林整備部治山課
------	------------------

施策の概要	<p>1)保安林制度 保安林制度は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るものである。</p> <p>保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は許可されない。</p>
	<p>2)林地開発許可制度 林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。</p> <p>具体的には、地域森林計画対象森林(保安林等を除く。)における1ヘクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合に、許可されない。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	保安林に指定され、保全されている例
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>土砂流出防備・保健保安林(兵庫県神戸市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>魚つき保安林(兵庫県淡路市)</p> </div> </div>

進捗状況を示すデータ													
項目1	保安林の実面積の推移(全国)										単位	万ha	対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	893	905	920	1019	1133								
項目2	林地開発許可制度により許可または連絡調整された開発行為の推移(全国)										単位	件	対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16								
	945	877	747	616	608								
項目3											単位		対象地域
年度													